

収納事務の委託について（令和3年度）【令和3年10月1日 新規追加】

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納事務受託者を指定しました。

(1) 委託した事務の内容

ふるさと納税で受託者が運用するFAX申込サービスにおいて受け付けた寄附金を収納する業務

(2) 受託者の住所・氏名・期間

住所	氏名	期間
東京都中央区日本橋二丁目4番1号	株式会社 高島屋 執行役員法人事業部長 牧野 泉	令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで